

保証債務を履行するために資産を譲渡した場合の特例適用チェック表

このチェック表は、保証債務を履行するために資産を譲渡した場合の課税の特例の適用要件について、チェックしていただくためのものです。ご自分でチェックの上、確定申告書、譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）及び添付書類とともに提出してください。

		氏 名			
チ ャ ッ ク 項 目 (チェック項目のすべてについて「該当」となった場合には、原則としてこの特例を適用することができます。)		該 当	非 該 当		
①	<p>あなたは金融機関等の債権者に対して、債務者（法人を含みます。）の債務を保証しましたか。</p> <p>(注)1 例えば、以下のような債務の保証が該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 保証人又は連帯保証人としての債務の保証 ロ 不可分債務の債務者又は連帯債務者としての債務の保証 ハ 合名会社又は合資会社の無限責任社員としての会社の債務の保証 ニ 身元保証人としての債務の保証 ホ 他人の債務を担保するための質権又は抵当権設定 ヘ 法律の規定による損害賠償の連帯責任 <p>2 平成17年4月1日以降に締結された保証契約については、書面によって締結された契約に限られます。</p>	は い	い い え		
②	債権者から債務の弁済に係る履行請求があったなど、保証債務の支払義務が確定していますか。	は い	い い え		
③	あなたは、保証債務を履行するために自己の資産（棚卸資産等を除きます。）を譲渡しましたか。	は い	い い え		
④	<p>資産の譲渡によって得た収入を保証債務の履行に充てましたか。</p> <p>(注) 保証債務の履行を借入金で行い、その借入金（利子を除きます。）を返済するために資産を譲渡した場合であっても、その資産の譲渡が保証債務を履行した日からおおむね1年以内に行われているなど、実質的に保証債務を履行するためのものと認められる場合を含みます。</p>	は い	い い え		
⑤	保証契約等の締結時において、主たる債務者に債務を弁済する能力はありましたか。	は い	い い え		
⑥	<p>保証債務を履行したことに伴って生じた求償権の全部又は一部を行使することができなくなりましたか。</p> <p>(注)1 「求償権の全部又は一部を行使することができなくなった」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定があり、これらの決定により求償権が切り捨てられたこと ロ 特別清算に係る協定の認可の決定があり、この決定により求償権が切り捨てられたこと ハ 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で、次に掲げるものにより求償権が切り捨てられたこと <ul style="list-style-type: none"> a 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの b 行政機関又は金融機関その他の第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容が上記aに準ずるもの ニ 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その債務の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し債務免除額を書面により通知したこと ホ 求償権を取得した日以後の債務者の資産の状況、支払能力、事業再建の見通し、他の保証人との関係等を総合的に判断して、債務者に対する債権の全額が回収できないことが明らかになったこと <p>2 主たる債務者の資力等から見て求償権の行使が可能であるにもかかわらず、求償権を放棄した場合には、この特例の適用はありません。</p> <p>3 連帯保証人が複数人いる場合、自己の負担した債務の全額についてこの特例の適用を受けるためには、他の共同保証人に対しても求償権を行使できないことが要件となります。</p>	は い	い い え		

(注) この特例の適用が受けられる場合には、譲渡所得又は山林所得のうちないものとみなされる金額を「保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書（確定申告書付表）」で計算してください。

※このチェック表において、令和元年とは、平成31年1月1日から令和元年12月31日までをいいます。

